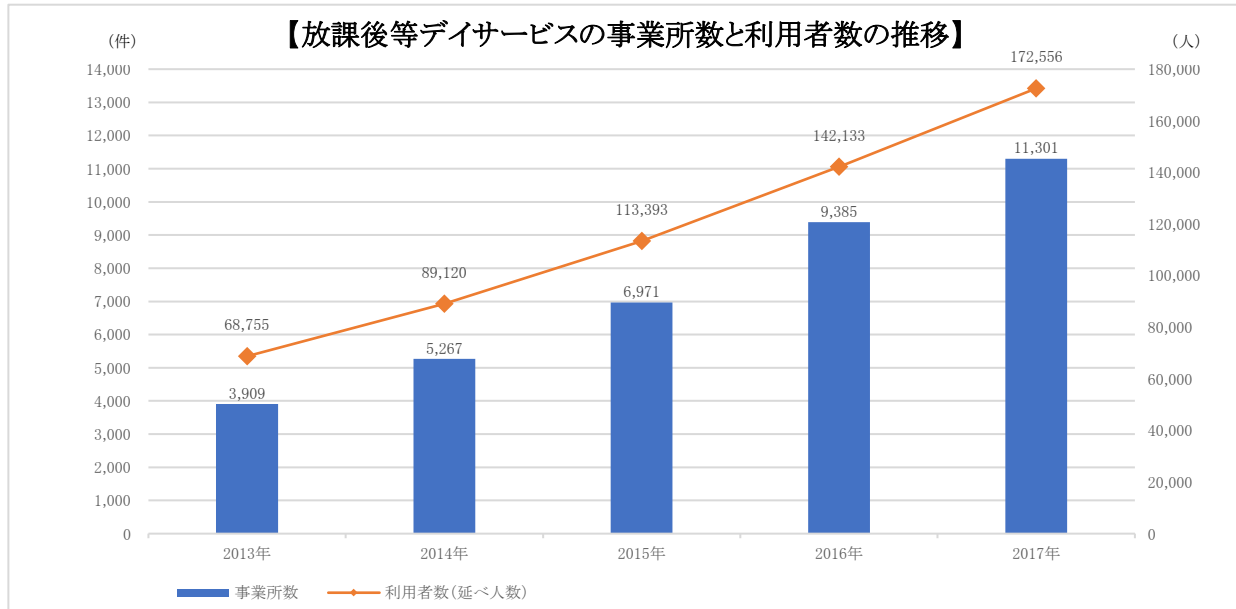


放課後等デイサービス事業所数が示唆する事業者の次なる課題



※各年とも10月1日時点での数字である

※厚生労働省「平成28年 社会福祉施設等調査の概況」及び「平成29年 社会福祉施設等調査の概況」、「障害福祉サービス等の利用状況について」の各年の公表数字をグラフ化したもの

出所: 厚生労働省「平成28年 社会福祉施設等調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/16/dl/gaikyo.pdf>)

厚生労働省「平成29年 社会福祉施設等調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/dl/gaikyo.pdf>)

厚生労働省障害福祉サービス等の利用状況について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/toukei/index.html)

障害福祉サービスの一つである放課後等デイサービスが増えている。上のグラフは、ここ2013年から2017年の全国の放課後等デイサービスの事業所数及び利用者(延べ人数)の推移である。2013年の事業所数は3,903件だったものが、2017年には11,301件とまでなっており、たった4年で7,392件増、3倍近くの事業所数となっている。

放課後等デイサービスは6歳から18歳、小学生から高校生の障害を持った子どもを学校終わりに預かり、療育を施す児童福祉施設である。障害児を持つ保護者にとっては、自らの就業時間中に預かってもらえることや、障害の緩和や悩みの相談など、必要不可欠なサービスである。

放課後等デイサービスがここ何年かで急増した背景には、2007年に国際条約である「障害者の権利に関する条約」に日本が署名し、2014年に批准したこと、それに付随して様々な障害者及び障害児に関する法律が施行・改正されたことや、障害児の人数の増加による需要増など社会的な事象に拠るところが大きい。もう一つの見逃せないポイントとしては制度面での規制が少なく、参入障壁が低かったことが挙げられる。特に事業所の面積や設備、いわゆるハード面の要件については、同じ児童福祉施設である保育所に比べると明文化されたものはほとんど無いといっていくらい緩やかなものになっている。ハード面の制約が低ければその分、事業所を開設するにあたっての初期投資を抑えることができ、投資回収も早い事業モデルとなるため、本業が別にある企業の

新規事業として、個人の独立開業としてなど、福祉分野以外からも参入が相次ぎ、事業所の数が急増するという結果となった。

需要に対して不足する供給量を満たす際に、新規参入を促進するために規制を緩やかにすること自体はよくある手法であり、放課後等デイサービスも一定の供給を果たすことに成功したことは、事業所数の増加が示している。しかしながら、その一方で、発達障害をはじめとして、肢体、知的、精神と多様かつ個々の状況に応じた療育や介助ができるハードを備えていない、内容も療育とは言えないただ預かり遊ばせているだけという事業所も少なくはない。量がある程度満たされたときに出てくる質の問題が、放課後等デイサービスでも生じている。

こうした状況の中、総量規制、事業説明会への出席、施設長などサービスの主となる現場スタッフの事前面談を行うなど、開設前に一定の基準を設けた自治体も出てきている。また、厚生労働省もガイドラインの制定や、配置人員の資格要件の強化、そして2018年には報酬改定など、質の向上に向けての動きを加速させている。爆発的に量を増やした後に規制を強化することで質の低い事業所を淘汰するというのは、高齢者の通所介護と同じ流れではあるが、放課後等デイサービスについては高齢者のそれよりも速いスピードで動いている。

放課後等デイサービスを運営する事業者は、変化する制度に対応していくとともに、どのような療育を行っていくのか、その療育を実現させるためにどのようなハードや人材を揃えていくのかといった質の向上に運営の視線を今まで以上に向けていかなければならない。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。